

# 令和6年度部活動規定

枕崎市立桜山中学校

## 1 目的

部活動は希望者によって構成され、顧問の指導・助言のもと部の活動を通じて、たくましい体力づくりや健全な心、好ましい社会性の育成に努めることを目的とする。

## 2 部活動心得

- (1) 部員としての自覚をしっかりと持ち、部活動規定を守る。
- (2) 顧問の指導のもと、部員全員が協力して活動する。
- (3) あいさつや言葉遣いがしっかりでき、また、施設や道具類を大切に扱うように心がける。

## 3 設置する部活動

- ・ 野球部
- ・ サッカー部
- ・ 女子ソフトテニス部
- ・ 女子バレーボール部
- ・ 卓球部
- ・ 吹奏楽部

## 4 入部手続

- (1) 入部手続
  - ・ 入部希望者は、保護者の了解を得て、担任・各部顧問に入部届を提出する。
  - ・ 2，3年生は4月に再度提出する。
- (2) 退部手続
  - ・ 一度入部したら簡単に退部せず、最後まで努力することが望ましいが、やむを得ず退部を希望する場合は、各部顧問、学級担任、保護者と十分相談する。

## 5 活動日と活動時間

- (1) 活動日と休止日
  - ・ 顧問が計画し、顧問が監督する場合に活動ができる。
  - ・ 週休日(土・日)のどちらか一日と毎週水曜日の活動は休養日を原則とする。また、顧問不在の場合は活動を認めない。
  - ・ 第3土曜日は、青少年育成の日のため、部活動は原則として中止とする。
  - ・ 中間テスト5日前、期末テスト5日前の活動は中止とする。
- (2) 活動時間
  - ・ 平日活動終了時刻を下記の通りとする。
    - 4月～ 7月 6時30分
    - ※ 地区総合体育大会2週間前から7時まで活動できる。
    - 9月(1～3週) 6時15分
    - 9月(4～5週) 6時00分
    - 10月～ 1月 5時30分
    - ※ 地区新人大会2週間前から6時まで活動できる。
    - 2月(1～2週) 5時45分
    - 2月(3～5週) 6時00分
    - 3月 6時15分
    - ※ 練習を延長する場合は、保護者の了解を得て、校長、職員会議の了承を得る。
    - 県大会についても準じる
  - ・ 長期休業中は、別途計画する。

### (3) 朝練習

- ・ 大会2週間前、7時15分～7時45分までとする。事前に職員会議の了承を得る。
- ・ 学級活動に支障のないように、8時10分までに教室着席を厳守する。
- ・ 朝食をとって登校、体調管理に留意し、活動内容も授業の支障にならないように行う。

## 5 遵守事項

- ・ 土・日等の活動の際、自転車を利用する生徒は自転車利用許可申請書を提出し、ヘルメットを着用し、規定を守り利用する。
- ・ 礼儀正しく、あいさつ等がしっかりできるよう心掛ける。
- ・ 技を磨くとともに、心を磨くことに努力する。
- ・ 集団の一員であることを自覚して、自分勝手な行動をとったり、無断で部活動を欠席しない。また、欠席する場合は、本人が顧問に連絡する。
- ・ 集団における役割は、責任を持って果たす。
- ・ 練習は互いに助言・激励し合いながら行う。
- ・ 活動は、顧問の指導に沿って、自主的・自発的に行う。
- ・ 更衣は指定された場所で行い、整理整頓に心掛ける。
- ・ 活動場所の後始末はしっかりと行う。
- ・ 用具は大切に扱い、破損などした場合は直ちに顧問に申し出る。
- ・ 活動場所の使用については、互いに譲り合いの精神を持って使用する。
- ・ 下校途中は買い食いをしない。
- ・ 休業中の登下校の服装は、顧問の指示に従う。
- ・ 昼食を必要とする場合は、弁当を原則とし、顧問に指示する場所でとる。
- ・ 貴重品等の管理は各自で確実に行う。

## 6 活動停止

下記のような問題行動が発生した場合は、顧問会で協議し、学校長の判断の下、1週間程度の活動停止や奉仕作業等を行う。

- ・ 反社会的行動（暴力・万引き・喫煙・飲酒・無免許運転等）
- ・ 生活規則違反（眉そり・染髪・不要物の持ち込み・授業態度悪化・暴言・いじめ等）